

---

# WELCO Lab for Global Health

## 参加規約

---

本規約は、WELCO Lab for Global Health(以下、「本事業」という)の活動内容および運営方法を規定するものであり、企業が本事業に参加するにあたり、運営事務局である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(以下、「MURC」という)との間で合意するものである。

### 第1章 総則

#### 第1条(事業の名称)

本事業の正式名称を「WELCO Lab for Global Health」とする。必要に応じて、略称「WELCO Lab」または「ウェルコラボ」を用いる。

#### 第2条(事業の目的)

本事業は、国際保健(以下、「グローバルヘルス」という)に関する課題解決のための新たな事業・ソリューションを参加企業が創出すること、および創出された事業・ソリューションに関する参加企業の宣言(以下、「コミットメント」という)を一般社会に発信し、グローバルヘルス分野の社会的機運を向上させることを目的とする。

#### 第3条(事業の内容)

次の各号に掲げる事業を行う。

- (ア) グローバルヘルスに関する事業・ソリューション創出のための、情報収集、分析、共有、ネットワーキング
- (イ) コミットメントの発信
- (ウ) その他、第2条に掲げる目的に資する事業

#### 第4条(事業の運営)

本事業は、MURC に設置された、グローバルヘルスの課題解決を図る組織である Center on Global Health Architecture が運営する。MURC は、本事業の事務局運営のほか、第5条に規定する活動を実施する。

#### 第5条(事業の活動)

1. 本事業の参加企業および MURC は次の各号に掲げる活動を行う。

(ア) グローバルヘルスに関する事業・ソリューション創出のための、情報収集、分析、共有

MURC は、参加企業が新たな事業・ソリューションを創出するために有益な情報(課題、規制、先行事例等)を収集、分析し、本事業の公式ウェブサイト、参加企業向けまたは一般向けセミナー、参加企業向けメールマガジン、個別メール、個別面談等を通じて共有する。

(イ) グローバルヘルスに関する事業・ソリューション創出のための、ネットワーキング

参加企業は、参加企業間で自由に情報共有、意見交換できる。また、参加企業からの申し出に基づき、MURC は参加企業に対して、事業・ソリューションの創出を加速させるために必要と思われる専門家やパートナー候補等との面談機会を適宜設定できる。

(ウ) コミットメントの策定

参加企業は、新たに創出した事業・ソリューションを、以下の各号に掲げる要件(SMART 要件)に基づき、コミットメントとして策定する。MURC は、コミットメントの内容やその他発信する内容を参加企業とともに協議し、決定する。なお、参加企業は、発信したコミットメントの内容について、実現に向けた努力義務は有するが、実現責任を負うものではない。

- i. **Specific:** 事業内容が明確で具体的である(金額換算できる活動が望ましい)
- ii. **Measurable:** 進捗および成果が測定可能である、または定量化できる
- iii. **Achievable:** 達成可能な現実的な目標である
- iv. **Relevant:** グローバルヘルスの主要課題に関連している
- v. **Time-bound:** 目標達成の期限が設定されている

(エ) コミットメントの発信

MURC は、本事業の公式ウェブサイト、提携するメディアの媒体、グローバルヘルスに関する会合・イベント、ソーシャルメディア等の媒体や機会を通じて、参加企業のコミットメントおよび関連する情報(詳細事業内容、経緯、コミットメントに込められた想い等)を、参加企業に代わって参加企業名義で発信する。前号に掲げる通り、参加企業が本事業における活動の結果としてコミットメントを発信する際には、発信内容、発信タイミング、発信媒体等について、必ず MURC と協議し合意する。参加企業は、本事業の名の下で、MURC と協議をせずに独自にコミットメントを発信してはならない。コミットメントの掲載期限は原則無期限とするが、必要に応じて MURC は参加企業と協議して設定する。また、参加企業は、掲載後に MURC に対してコミットメント内容の修正および削除の要請をすることができる。MURC は、修正および削除の内容や理由について参加企業に確認し、方針を協議した上で可及的速やかに対応する。

2. MURC は、第1項で定める活動の正確性等の維持向上に努めるが、それを保証するものではない。また、本事業の活動は、持続可能な運用が困難であると MURC が判断した場合や、その他技術上の理由により適宜中止、中断ないし変更することがあるが、この場合でも MURC はいかなる責任も負わない。

3. 参加企業は、本事業内で活動するにあたり、以下の各事項を理解し承認する。

- (ア) 参加企業は、事業内容・戦略等に関するコンサルティング支援を MURC に希望する場合は、MURC と内容を協議の上で、必要に応じて MURC との間でコンサルティング契約を締結する。当該コンサルティング支援の内容および報酬・費用はコンサルティング契約書において定める。なお、本項の規定は、MURC が本事業の参加企業以外の者に対して、同様の支援を提供することを妨げるものではない。また、MURC は、参加企業から当該支援業務に関わる契約の打診があったときは、当該契約の締結に向けて誠実に協議するが、契約締結の義務を負うものではない。
- (イ) MURC は、参加企業と競合関係にある者に対しても、第 1 項(ア)および(イ)に規定する業務を提供することがある。
- (ウ) 第 1 項(ア)で MURC が提供する情報等の知的財産権は、全て MURC に帰属し、参加企業に対してこれらの知的財産権についていかなる権利を付与または許諾するものでもない。
- (エ) コミットメントを発信する際には、コミットメントの内容に関する問い合わせ窓口として、参加企業の問い合わせ先を記載する。
- (オ) 参加企業の企業名は、本事業の公式ウェブサイトで公表する。
- (カ) 本事業は、ビル&メリンダゲイツ財団(以下、「ゲイツ財団」という)の支援のもと MURC によって設立された事業であるが、参加企業が創出する新たな事業・ソリューションおよびコミットメントに関し、ゲイツ財団は関与しない。ただし、第 1 項(ア)に関し、ゲイツ財団の関係者またはゲイツ財団によって紹介された有識者等との意見交換の機会を設定することがある。

## 第 2 章 参加企業

### 第 6 条(参加資格)

本事業に参加する資格は、次の各号全てに該当する団体とする。

- (ア) 日本国内に本社または主たる事務所を登記する法人
- (イ) 本規約を了承し、所定の様式により参加申し込みをしたのち、MURC により承認されること
- (ウ) 本規約第 13 条第 1 項(イ)および(ウ)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約すること
- (エ) 本事業の目的に賛同し、グローバルヘルスに関する課題解決のための新たな事業・ソリューションの創出を目指していることおよびコミットメントの発信を前向きに検討していること

### 第 7 条(参加企業の責務)

本事業の参加企業は、第 8 条および第 9 条に掲げるものに加え、次の各号に掲げる責務を負う。

- (ア) 参加企業は、適用ある法令を遵守すること。独占禁止法および外国の公務員等に対する違法な賄賂行為を禁止するいわゆる海外腐敗行為防止法その他の国内外の法令に抵触する疑義を生じさせるような行為をしてはならない。
- (イ) 参加企業は、住所、会社名、代表者名、電話番号等の参加登録の内容に変更が生じた場合に、MURC に遅滞なく通知すること。
- (ウ) 参加企業は、コミットメントの発信前に、MURC と発信内容を協議し合意すること。参加企業は、発信内容の正確性および完全性を自らの責任の下で確認するものとし、発信内容、発信内容の修正および削除、事業の進捗に関する責任は参加企業に帰属し、MURC は一切の責任を負わない。発信するコミットメントには、第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害する情報、個人情報や一般に公開すべきではない情報、法令や公序良俗に反する情報、政治的活動・宗教的活動に関係する情報が含まれないよう、十分留意すること。
- (エ) コミットメントを発信した参加企業は、初回発信以降半年に 1 回、コミットメント対象の事業内容や事業体制の変更有無および事業の進捗について、所定の書式に従って E メールで MURC に報告すること。

#### 第 8 条(機密保持)

1. 機密情報とは、本事業で活動をするにあたって、MURC または参加企業より開示を受けた時点で機密である旨指定された情報とする。
2. 参加企業は、機密情報につき、厳重にその機密を保持し、相手方の事前の承諾なく、機密情報を第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、法令に基づき権限ある官公署から開示の要求があった場合には当該要求の範囲内で機密情報を開示することができる。その場合は開示の事実を速やかに相手方に通知する。また、上記第三者には、参加企業または MURC ならびにその役員・従業員や、弁護士、会計士その他のアドバイザーで法令上または契約上機密保持義務を負う者は含まれない。参加企業および MURC が、上記第三者から除外することを合意した者も同様とする。
3. 参加企業は、本事業での活動を遂行する上で必要な場合の他、機密情報または機密情報を含む媒体について、複製、翻訳等を行わない。
4. 次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報から除外する。
  - (ア) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた者の責によらずして公知となった情報
  - (イ) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (ウ) 本事業に参加した時点ですでに適法に保有している情報。
  - (エ) 開示された情報を使用もしくは参照したり、または機密情報の恩恵を受けることなく独自に開発した情報
  - (オ) 機密情報から除外することを MURC または参加企業と合意した情報
5. 参加企業は、機密情報を本事業の目的に必要な範囲内でのみ使用するものとし、他の目的に使

用しない。

6. 機密保持契約の有効期間は、機密情報の開示日より2年間とする。
7. MURC と参加企業との間で別途機密保持契約を締結する場合は、当該契約の規定を本条に優先する。

#### 第9条(個人情報保護)

1. 個人情報とは、個人情報保護法第2条第1項に基づく、本事業の活動または活動に関して直接または間接に知り得た個人に関する情報(以下、「本事業で知り得た個人情報」という)とする。
2. 参加企業は、本事業で知り得た個人情報を、善良なる管理者の注意をもって、また法令等に従って機密に保持し、本人の書面(E-mailを含む)による事前の承諾を得ずに第三者に開示してはならない。
3. 前項の規定にかかわらず、参加企業は、法令に基づき権限ある官公署から開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で、本事業で知り得た個人情報を開示することができる。その場合は開示の事実を速やかに相手方に通知する。
4. 参加企業は、個人情報の管理にあたっては、個人情報保護法第20条所定の安全管理措置および同法第21条所定の従業員の監督を行う。
5. 参加企業は、本事業で知り得た個人情報を本事業の目的に必要な範囲内でのみ利用するものとし、その他の目的に利用しない。
6. 参加企業は、本事業で知り得た個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
7. 前条にかかわらず、本条に定める個人情報の保護に関する義務は、前条の有効期間終了後もその効力を有する。

#### 第10条(知的財産権)

1. 本事業の運営および参加企業等の活動に際して新たに生じた著作物、発明、考案、意匠(以下、「発明等」という)に係る知的財産権は、当該発明等を創作した者に帰属する。
2. 発明等が共同の創作に係る場合は創作者間での共有とし、その持ち分の決定や譲渡等その他の手続等は創作者間で協議して定める。
3. 創作者以外の参加企業または本事業に参加していない個人および法人が発明等の利用を求め、利用の可否や対価、具体的な利用方法等については当事者間で協議して定める。

#### 第11条(参加費)

本事業の参加費は無料とする。ただし、第5条第3項(ア)に定める通り、参加企業が新たな事業・ソリューションを創出するにあたり、MURC から個別にコンサルティング支援を受ける場合は、MURC との間で契約を別途締結し、報酬および費用を定める。

#### 第 12 条(脱退)

1. 参加企業は、脱退を希望する場合には任意のときに、MURC に通知し脱退することができる。
2. 参加企業は、参加企業としての地位を第三者に譲渡してはならない。

#### 第 13 条(参加資格の取り消し)

1. MURC は、参加企業が以下に該当した場合、事前の通知なしに本規約を解除し、参加資格を取り消すことができる。既に当該参加企業のコミットメントが参加期間中に発信されていた場合は、MURC は、全てもしくは一部の発信内容を削除できる。
  - (ア) 参加企業が本規約第 8 条(機密保持)および第 9 条(個人情報保護)に違反した場合
  - (イ) 参加企業が暴力団・暴力団関係者・総会屋等の反社会的勢力もしくはこれらの関連会社である、または参加企業の役員の中に、反社会的勢力もしくはその関連会社に属するものが含まれている、または参加企業もしくは参加企業の役員が反社会的勢力もしくはその関連会社と不適切な関係を有している、ことが判明した場合
  - (ウ) 参加企業が本邦および諸外国当局が指定する制裁対象者に該当する場合
2. MURC は、参加企業が以下に該当した場合、参加企業に事前に通知することにより参加資格を取り消すことができる。既に当該参加企業のコミットメントが参加期間中に発信されていた場合は、MURC は、全てもしくは一部の発信内容を削除できる。
  - (ア) 前項(イ)、(ウ)以外で参加企業が虚偽の表明、確約、登録をしたことが判明した場合
  - (イ) MURC が参加企業として不適当と判断した場合

### 第 3 章 運営事務局

#### 第 14 条(運営方針の決定)

1. 本事業の運営方針は全て、MURC が決定する。ただし、参加企業は、運営方針に関する意見を MURC に対して述べることができる。なお、MURC は本事業の運営方針に関して、必要に応じて外部有識者の意見も参考にする。
2. MURC は、本事業の運営および活動を継続することが困難と判断される場合は、1ヶ月前に参加企業に通知することにより本事業を中止し、または解消することができる。

#### 第 15 条(事務局業務)

MURC は、次の各号に示す本事業運営に係る事務を執り行う。

- (ア) 企業の参加、脱退の受付
- (イ) 本事業の公式ウェブサイト、ソーシャルメディア、その他広報に係る事務
- (ウ) その他本事業の事業および運営に係る事務

(エ) 上記各号に係る契約の締結および経費の支出

#### 第 16 条(企業情報の取扱い)

1. MURC は、参加企業が登録した企業情報および参加企業の活動内容等の情報(以下、「企業情報等」という)を慎重かつ適正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。
2. MURC は、企業情報等を、本事業の運営の目的に利用するものとし、参加企業の同意を得ずにかかる目的以外に利用しない。
3. MURC は、前項のほか、以下の場合を除き企業情報等を第三者に提供しない。
  - (ア) あらかじめ参加企業の同意が得られた場合
  - (イ) 法令による場合
  - (ウ) 合併その他の理由による事業の承継に伴って企業情報等を提供する場合
  - (エ) 本事業の運営の目的で企業情報等の取扱いを委託する場合
  - (オ) 個別の参加企業を識別できない状態で提供する場合
4. 前項にかかわらず、参加企業同士の意見交換の機会設定等、本事業の目的に必要な範囲内で、MURC は他の参加企業に対して、企業情報等を提供することができるものとし、参加企業はこれに同意する。
5. MURC は、MURC が定める所定の期間を経過したときは、企業情報等を廃棄できる。

#### 第 17 条(個人情報の取扱い)

1. MURC は、本事業に関連して取得した個人情報(以下、「事務局が取得した個人情報」という)を、MURC の「個人情報保護方針」(<http://www.murc.jp/corporate/privacy/>)および「個人情報の取り扱いについて」(<http://www.murc.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱う。
2. MURC は、事務局が取得した個人情報を、本事業の運営の目的に利用するものとし、本人の事前の同意を得ずにかかる目的以外に利用しない。
3. MURC は、前項のほか、以下の場合を除き事務局が取得した個人情報を第三者に提供しない。
  - (ア) あらかじめ本人の同意が得られた場合
  - (イ) 法令による場合
  - (ウ) 合併その他の理由による事業の承継に伴って企業の個人情報を提供する場合
  - (エ) 本事業の運営の目的で企業の個人情報の取扱いを委託する場合
  - (オ) 個別を識別できない状態で提供する場合
4. 事務局が取得した個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、第三者提供の停止、もしくは利用目的の通知を請求する場合、または苦情を申し出る場合には、下記問合せ先まで連絡すること。

個人情報に関するお問合せ先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
---

ソーシャルインパクト・パートナーシップ事業部 WELCO Lab 運営事務局  
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー  
E-mail: welcolab@murc.jp

#### 第 18 条(免責)

1. 本事業への参加、本事業での活動あるいは MURC により提供された情報に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって参加企業がいかなる損害を受けた場合にも、MURC は一切の責任を負わない。
2. MURC のサーバー・ネットワーク機器・回線等の故障・停止・保守作業、停電、天災、その他の理由により第 5 条第 2 項に定める活動の中断、遅延等が発生し、その結果参加企業がいかなる損害を受けた場合においても、MURC は一切責任を負わない。ただし、MURC に故意または重過失があった場合はこの限りではない。
3. MURC は本事業の運営に際し、ウイルスによる汚染、不正アクセスによる情報の流出・改ざん等を防止するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるが、万一それらが発生し、その結果参加企業がいかなる損害を受けた場合においても MURC は一切責任を負わない。ただし、MURC に故意または重過失があった場合はこの限りではない。
4. 本事業の活動の範囲内で、ある参加企業の行為のため別の参加企業が何らかの損害を被った場合でも、MURC は一切責任を負わない。
5. 本規約に基づき MURC が責任を負う場合、MURC の負担する責任(損害賠償その他いかなる名目かを問わない)は、現実かつ直接に発生した通常の損害に限られる。

## 第 4 章 その他

#### 第 19 条(規約の範囲および変更)

1. MURC は、以下の場合、本規約を民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更することができる。
  - (ア) 本規約の変更が参加企業の一般の利益に適合する場合
  - (イ) 本規約の変更が参加企業と MURC との間の契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
2. MURC は、本規約を変更するにあたり、変更を行う旨、変更後の規約の内容および効力発生時期を参加企業に、本事業の公式ウェブサイト等を通じて周知する。

#### (附則)

本規約は 2020 年 10 月 29 日より実施する。